

ブラジル特許庁の審査期間とIPC 付与の実態： 出願ならびに調査に関する留意点

○藤田 明¹⁾, 中西 昌弘²⁾

JFEテクノリサーチ株式会社¹⁾, オリンパス株式会社²⁾

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目7番1号

Tel: 03-3510-3298 FAX: 03-3510-3470

E-mail: ak-fujita@jfe-tec.co.jp

Investigation into Examination Term and Present State of IPC Codes in Brazil Patent Office: Note for Patent Application to Brazil and Searching of Published Patents.

FUJITA Akira¹⁾, Nakanishi Masahiro²⁾

JFE Techno-Research Corp.¹⁾, Olympus Corp.²⁾

7-1, Otemachi 2-Chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004 Japan

Phone: +81-3-3510-3298 Fax: +81-3-5310-3470

E-mail: ak-fujita@jfe-tec.co.jp

【発表概要】

ブラジルは BRICs の一員として、近年順調な経済成長を続けており、それにとともに特許出願件数も増加傾向にある。しかしながら、ほとんどの分野で審査に10年を要していると指摘されている。また、ブラジル特許庁の公開する情報はポルトガル語表記であるため、ブラジル出願特許を検索する際に拠りどころとなるのは国際特許分類 (IPC) である。ところが、IPC が十分に付与されているか、また、技術内容をきちんと反映していることを確かめない限り、信頼度の高い検索は期待できない。本報告では、出願後権利化までに要する期間とIPC 付与の実態の2点について調査した。

調査の結果、出願から登録までに要する期間は分布があり、平均でも約9年になることが明らかになった。また、IPC 付与の個数とその精度は、アジア諸国の特許庁で付与される場合よりは信頼性が高いと考えられるものの、IPC 単独で検索するには十分でない。

【キーワード】

特許情報, ブラジル, 特許庁データベース, IPC, 国際特許分類, 審査期間

1. はじめに

ブラジルは BRICs の一員として、近年順調な経済成長を続けており、外国からの特許出願件数も 10 年間でほぼ倍増している[1]。しかしながら、日本国際知的財産保護協会の最近の報告によると、審査基準等の整備が十分でない、あるいは、運用に割ける人的リソース不足により審査が遅れていると指摘されている[2]。同報告書では、ブラジルの出願から審査までに要する時間が技術分野ごとに示されており、ほとんどの分野で 10 年を要している。

また、ブラジル特許庁の公開する情報はポルトガル語表記であるため、ブラジル出願特許を検索する際に掘りどころとする項目のひとつとして国際特許分類 (IPC) がある。ところが、特許に付与された IPC がその技術内容に合致していることを確かめない限り、信頼度の高い検索は期待できない。

2. 目的

このような現状で、ブラジルに特許を出願し権利化するにあたり把握しておくべきことは、権利化までに実際に要する時間である。また、出願前にあらかじめブラジル特許を調べる際には IPC による検索の有効性を確かめておきたい。

本報告では、ブラジル特許庁が公開している情報から、(i)登録に至るまでに要する時間と、(ii)日本特許庁が付与している IPC との一致レベルを調べて、ブラジル特許出願と調査に関する留意点を明らかにすることを目的とする。

3. 方法

ブラジル特許庁 (INPI) が公開しているサイト[3]から、2000 年以降に出願された特許を対象にした。検索時期は、2015 年 2 月～6 月である。このサイトでは、経過情報として各審査段階で発行され

表1. 各段階のコード

イベント	対応するコード
出願日	INID code (22)
公開日	Despacho 3.1
国内移行	Despacho 1.3
技術審査	Despacho 7.1
登録日	Despacho 9.1
登録証発行	Despacho 16.1

る官報 (RPI:Revista da Propriedade Industrial) の番号とその日付、ならびに Despacho とその説明が示されている。この Despacho のコードの説明とブラジルでの出願フロー[4]から主要なイベントと判断したものを表1にあげた。出願日は INID コード(22)として書誌事項に記載されている。この各イベントの日付を引き算することで、出願から公開、出願から登録などの期間を算出した。

一方、IPC の比較については、ブラジルから日本に出願された特許を検索し、パテントファミリーに含まれるブラジル特許をまず抽出した。ブラジル特許の IPC は特許庁データベースのデータから抽出し、日本特許については、NRI サイバーパテントデスク II を用いて検索 (検索日 2015 年 5 月 12 日)し、その公報記載の IPC と比較した。1件の特許に付与された IPC の個数と、双方の特許庁で付与された IPC の一致する分類レベルとその数を調べた。

4. 結果

4.1. 出願から登録までに要する時間

表1の「出願日」と「登録日」に対応する日付がともに記載された特許について、出願から登録に要する期間を計算した。図1は 2000 年以降 2015 年 2 月までに出版された特許について、所要期間 (月)を5ヶ月区切りで横軸にとり、それに該当する特許の件数を示したものである。PCT 経由の方がそうでない特許より期間

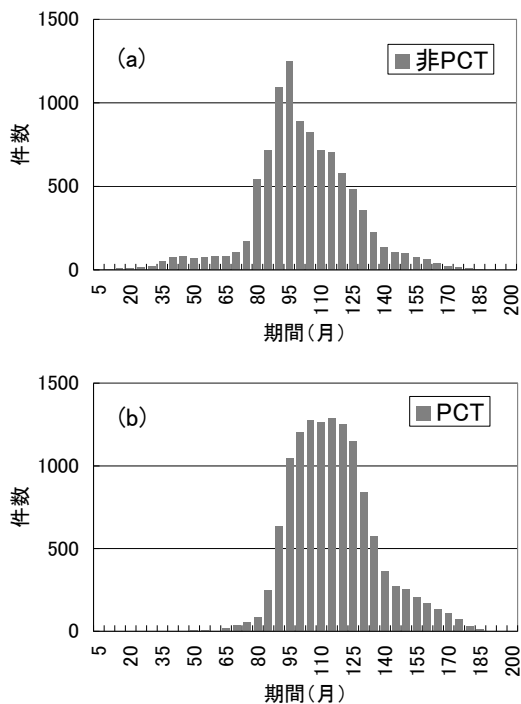


図1. 出願から登録までに要する期間
(a) 非 PCT ルート (b) PCT ルート

がわずかに長くなっているが、いずれも平均として約8～9年要している。長いところでは180ヶ月(=15年)に及ぶものも見られる。先の報告書のとおり、審査に10年を要する事例もありうると考えられる。ここで注意すべき点は、登録までに平均でも9年程度時間がかかるということは、現在の2015年時点で登録に至らない特許は数多くあり、例えば2006年出願特許でも半数以上あることを意味する。

次に、出願から登録までに要する時間の年度推移を調べた。出願年度ごとに所要時間を平均した値をプロットしたものが図2である。途中破線で結んでいる理由は、図1で見たように2003年以降に出願した特許の中には未だ登録に至っていない特許があると推測され、それ以前の年度の値と単純に比較できないためである。

このような観点から、2000年～2002年出願特許を対象を限定して、出願から登録証発行までの各段階に要する時間

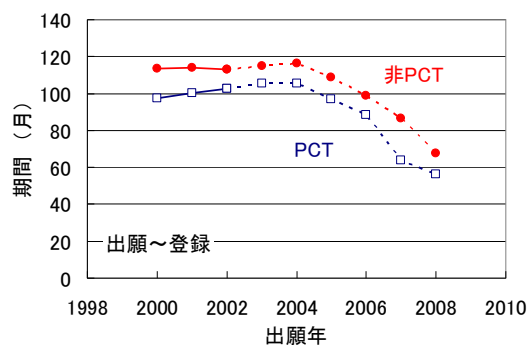


図2. 出願から登録までに要する期間の出願年度別推移

表2 2000～2002年出願特許の各段階の平均所要時間(月)

期間(月)	非PCT	PCT経由
出願～公開	17.6	24.7
出願～技術審査*	105.2	116.3
出願～登録	99.9	113.7
出願～登録証	107.5	120.5

* 登録にならない特許も含む

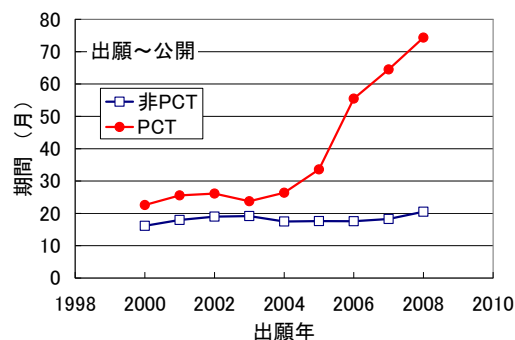


図3. 出願から公開までに要する期間の出願年度別推移

をまとめたものが表2である。いずれの期間もPCT経由の方が長くかかっている。特に、出願から公開までの時間(PCT経由の場合は国内移行日までの時間)は、4割ほど多く時間がかかっている。実はこの所要期間は年度ごとに変化しており、図3に示したように2005年出願以降はその差が広がりつつある。この傾向は平均値のみならず、図1のような分布図でプロットすると、ピーク位置がシフトしており、明らかにPCT経由でかかる時間が長引

いている。この理由は定かではないが、PCT 経由より直接出願のものを優先させる動きがあるのではないかと受けとられる。

また、表2で出願から技術審査に掛かる時間が、出願から登録までの期間より長いのは、登録に至らない特許も計算の対象として含み、母集団の取り方が異なるためである。

4.2. IPC の比較

ブラジルから日本に出願している特許のうち、優先権主張等のブラジル元特許が確認できたのは 654 件であった。ブラジル特許庁で付与された IPC と日本特許庁で付与された IPC を比較するため、表3のように対応付けができた特許を並べ、付与数と一致するレベルを数えた。654 件のうち、ブラジル特許庁が IPC を付与していない件数は 34 件で、全体の 5%程度となった。アジア諸国を対象に同様の調査を行った結果[5]によると、インドネシア、シンガポール、マレーシアでは、20~40%の特許について IPC が付与されておらず、それらに比べると付与率は高い。また、インドのように IPC が付与されていたとしても、その1割がサブクラスまでのレベルまでしか付与されていない場合もあるが、ブラジルにおいては、全数サブグループのレベルまで付与されていた。

また、特許1件あたりに付与される IPC の数は、図4に示したように、半数近くが1個のみであり、1件あたりの平均は 1.78 個であった。日本の1件あたりの平均 3.54 個には劣るものの、アジア諸国においては過半数が1個のみで、その平均値も 1.26~1.54 個であったのと比べると[5]、若干多い。

次に、対応づけられた特許についてブラジルと日本の特許庁が付与している IPC の一致レベルについて調べた。表3にあげた1番目の特許では、それぞれ2個のIPCが付与され、ともに”B65D6/02”を含むため「一部一致」とし、2番目の特許は、付与数が異なるが、”F04B49/**”が共通しており、「(メイン)グループまで一致」と判定した。このようにして、IPC が付与された 620 件について一致レベルを集計し、図5に示した。IPC が複数個付与されている場合は、一致している最

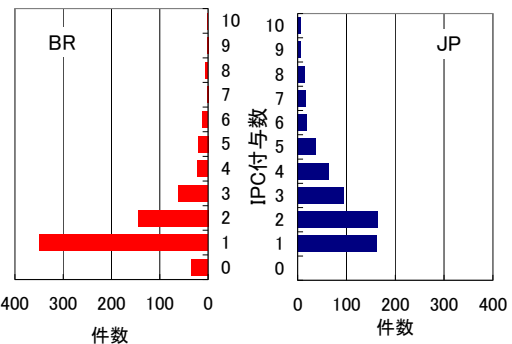


図4. 特許1件あたりのIPC付与数の比較

表3. ブラジルから日本に出願された特許のIPCの比較

出願番号	付与数	BR_IPC	比較	JP_IPC	付与数	出願番号
BRPI1105354	2	B65D1/12 B65D6/02	一部一致	B65D6/02 B21D51/26	2	特願2014-549277
BRPI1105379	1	F04B49/24	メイングループまで一致	F04B39/10 F04B49/06	2	特願2014-549276
BRPI1106205	3	H02M1/10 H02P13/06 G05F1/14	サブクラスまで一致	H02P29/00 F25B49/02 F24F11/02	3	特願2014-528805
BRPI1103384	2	F16C3/02 F25B1/02	セクションのみ	F04B39/02	1	特願2014-523149
BR102012001122	1	F24F3/16	不一致	B60H3/06	1	特願2014-552450

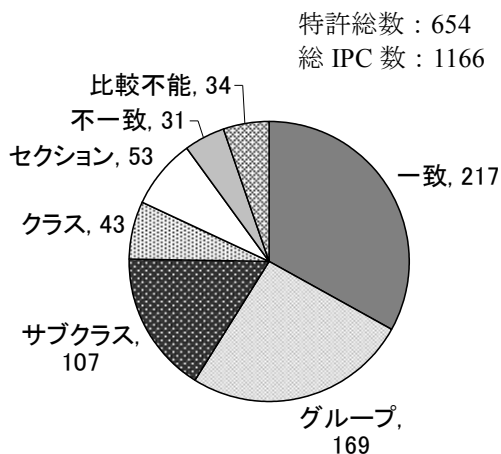


図5. ブラジル特許庁と日本特許庁で付与したIPCの一致レベルの割合
円グラフの数字は特許の数を示す

も高いレベルを一致レベルとして定義した。約3分の1が全て(サブグループ)で一致しており、(メイン)グループまで一致しているものも含めると60%となる。アジア諸国を対象とした調査結果[5]では、メイングループまでの一致でもほとんど国で30~50%の割合であり、それと比べると信頼性が高いといえる。ただし、図5における比較不能(IPCの付与無し)と不一致の割合を加えると、1割程度となり、IPCのみで検索するには不安が残る。

5. まとめ

ブラジル出願特許で出願から登録に至るまでの期間を調べ、また、ブラジル特許庁で付与されたIPCを日本特許庁によるものと比較して、以下のことがわかった。

- (1) 出願から登録までに要する時間は、幅広い分布を示し、長いものでは15年を要する場合もある。2000年~2002年に出願された特許を対象にした場合平均として、非PCTで約100ヶ月、PCT経由で約114ヶ月である。最近の動向を確かめたくとも、出願から十数年経たないと統計として把握できない。
- (2) 同様に、出願から公開までの期間は、

非PCTで約18ヶ月、PCT経由で約25ヶ月であるが、2005年頃からルートにより差が生じている。

(3) ブラジル特許庁が付与するIPCの付与数は約半数は1個であるが、付与されていない件数は5%であり、1件あたり平均1.86個である。

(4) 日本特許庁が付与したIPCと比較すると、約3分の1が一致しており、メイングループまで含めると60%となり、アジア諸国の付与状況と比較すると信頼性は高いものの、付与無し、不一致を含めると1割程度あり、IPCのみで検索するには不十分である。

6. おわりに

本報告は2015年度の「アジア特許情報研究会」のワーキングの一環として報告するものであり、研究会の皆様には情報の提供及び数々のアドバイスをいただきました。ここに改めてお礼申し上げます。

7. 参考文献

- [1] WIPO IP Statistics Data Centerのデータに基づく
<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm?tab=patent>
- [2] 平成26年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「ブラジル・メキシコ・コロンビア・インド・ロシアの産業財産権制度及びその運用実態に関する調査研究報告書」日本国際知的財産保護協会(2015年3月)
- [3] ブラジル特許庁 特許検索サイト
<https://gru.inpi.gov.br/pePI/jsp/patentes/PatenteSearchBasico.jsp>
- [4] JETRO「模倣対策マニュアル(ブラジル編)」2011年3月
- [5] 第11回情報プロフェッショナルシンポジウム B23「新興国におけるIPC付与の実態」